

7

2002
July
NO.257



野忍報

丁酉年
夏
高宗

丁酉年
夏
高宗



忍野村財政状況の公表

平成13年10月1日～平成14年3月31日までの財政状況を公表します。

歳入歳出予算の執行状況（平成12年度からの繰越分及び平成14年度への繰越分を含む。）

一般会計

（歳入）（単位：千円）

科目	予算現額	下半期	収入見込額
村税	2,765,073	779,123	2,780,997
国県支出金	810,076	639,232	660,109
その他	851,520	172,918	866,815
計	4,426,669	1,591,273	4,307,921

（歳出）（単位：千円）

科目	予算現額	下半期	支出見込額
議会費	60,066	30,553	60,005
総務費	783,156	478,465	722,710
民生費	465,491	285,562	452,990
衛生費	258,087	141,832	253,744
農林水産業費	130,988	77,908	127,381
商工費	71,749	50,338	70,692
土木費	1,239,506	865,174	1,051,906
消防費	128,385	38,426	126,699
教育費	501,831	253,738	487,639
公債費	415,520	359,904	411,133
諸支出金等	371,890	359,839	368,027
計	4,426,669	2,941,739	4,132,926

村税の収入状況

（単位：千円）

税目	予算現額	下半期	収入見込額
村民税	1,816,636	673,572	1,828,936
固定資産税	854,540	72,160	862,536
軽自動車税	10,550	565	10,705
村たばこ税	58,000	32,825	57,601
特別土地保有税	25,346	0	21,219
入湯税	1	0	0
計	2,765,073	779,122	2,780,997

特別会計

（歳入）（単位：千円）

会計名	予算現額	下半期	収入見込額
国民健康保険	519,677	361,157	514,900
老人保健	438,828	282,731	438,828
下水道事業	350,280	322,715	350,790
人づくり資金貸付	59,240	53,180	59,137
介護保険	131,009	77,085	130,060
デイサービスセンター	66,180	39,471	65,013
在宅介護支援センター	13,688	11,477	13,404

（歳出）（単位：千円）

会計名	予算現額	下半期	支出見込額
国民健康保険	519,677	310,946	497,590
老人保健	438,828	255,109	438,824
下水道事業	350,280	242,104	347,926
人づくり資金貸付	59,240	719	58,519
介護保険	131,009	83,112	129,815
デイサービスセンター	66,180	43,358	63,217
在宅介護支援センター	13,688	7,478	12,888

積立金の状況

（単位：千円）

会計名	9月末現在高	下半期増減額	3月末現在高
一般会計	2,643,179	391,148	3,034,327
国民健康保険	160,969	213	161,182
土地開発基金	309,746	73	309,819
介護保険	10,862	6,038	4,824

村債の状況

（単位：千円）

会計名	9月末現在高	下半期増減額	3月末現在高
一般会計	3,266,727	110,007	3,156,720
下水道事業	1,706,336	3,749	1,702,587
デイサービスセンター	131,200	3,461	127,739

水道事業企業会計

平成13年度下半期資本的収入及び支出

（収入）（単位：千円）

科目	予算現額	下半期	収入見込額
資本的収入	795	136	933
加入金	795	136	933

（支出）（単位：千円）

科目	予算現額	下半期	支出見込額
資本的支出	23,257	8,015	18,089
建設改良費	7,537	50	2,369
企業債償還	15,720	7,965	15,720

平成13年度下半期収益的収入及び支出

（収入）（単位：千円）

科目	予算現額	下半期	収入見込額
水道事業収益	49,941	20,612	52,610
営業収益	34,226	4,914	36,880
営業外収益	15,715	15,698	15,730

（支出）（単位：千円）

科目	予算現額	下半期	支出見込額
水道事業費用	49,941	16,111	47,736
営業費用	29,140	6,041	27,299
営業外費用	20,801	10,070	20,437

上記には、減価償却費が含まれていません。

保健だより

食中毒を防ぎましょう

食中毒とは、私たちが有毒有害な微生物・化学物質を含む食品を食べた結果におこる健康障害をいいます。多くは急性の胃腸障害（おう吐、腹痛、下痢）をおこし、年間三〜四万人が被害にあっています。

食中毒は、一年中発生していますが、これからの六〜九月に発生のピークをむかえます。

家庭での食品の取扱いには十分気をつけましょう。

食中毒を予防するための三原則

食中毒菌をつけない・増やさない・殺す

・食品の購入

肉や魚は、新鮮なものを購入し、ビニール袋に包んで持ち帰りましょう。買い物ですんだらすぐ家に帰りましょう。

・食品の保存

帰宅したら、冷蔵や冷凍が必要な食品はすぐに冷蔵庫に入れましょう。また、冷蔵庫の開閉はできるだけ短く、つめる食品は全体の七割までに。購入した食品は早めに使いきりましょう。

・調理

手はせっけんでしっかりと洗いましょう。まな板などの調理器具は、肉用・野菜用などに使いわけましょう。加熱調理は十分におこなってください。食品の内部温度を75、一分以上加熱すれば、食

中毒菌は死んでしまいます。

・食事

調理したものは早く食べましょう。お刺身などについている腸炎ビブリオという食中毒菌は一〇分で二倍に増えます。お刺身などは二時間以内に食べきってください。他の食中毒菌も二〇分〜三〇分で二倍に増えます。

B型肝炎・C型肝炎について

肝炎を起こす原因にはいろいろありますが、わが国ではそのほとんどが肝炎ウイルスの感染によるものとされています。ウイルス肝炎のうち、B型肝炎ウイルス（HBV）の感染によるものをB型肝炎と呼び、C型肝炎ウイルス（HCV）の感染によるものをC型肝炎と呼びます。

B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルスの検査

B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルスに感染しているかどうかは採血して検査します。

B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルスに感染した場合の経過

B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルスに感染すると、多くの人が持続感染の状態（キャリア）となりますが、その後、慢性肝炎となる人があり、更に一部の人では肝硬変や肝がんへと進行する場合があります。ことから注意が必要です。

B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスの持続感染者（キャリア）で

あることがわかったら

持続感染者（キャリア）の場合、まったく自覚症状がなくても肝機能検査が異常値を示すことがあります。また、ある時は正常値であっても、別のある時は異常値を示すこともあり、気づかないうちに病気が進行することがあります。

そのため、持続感染者（キャリア）であることがわかったら、医療機関を受診して、「肝臓の状態」をチェックするための検査や指導等を定期的な受け、自己の健康管理に役立てるとともに、必要に応じて適切な治療を受けることをお勧めします。

他人への感染を防ぐために

B型肝炎ウイルス（HBV）は、主に感染している人の血液が身体の中に入ることによって感染しますが、ごく常識的な注意事項を守っていれば周囲の人への感染はほとんどありませんので、あまり神経質になることはありません。例えば、次のような事項を守るように心がけてください。

血液が付着する可能性のある、カミソリや歯ブラシなどの日用品の共用はさげましょう。

血液や分泌物がついたものは、しっかりとくるんで捨てるか、流水でよく洗い流しましょう。

外傷、皮膚炎、あるいは鼻血などではできるだけ自分で手当し、また、手当を受ける場合は、手当を受ける人が、血液や分泌物をつけないように注意しましょう。

口の中に傷がある場合は、乳幼児に口移して食物を与えないようにしましょう。

献血はしないようにしましょう。B型肝炎は性行為で感染することもありますので、配偶者が免疫をもっているかどうかを検査し、免疫がない場合には、あらかじめワクチンを接種することをお勧めします。なお、ワクチンの接種については医師に相談してください。

健康カレンダー（七月）

乳児健康診査

（平成十三年六・十一月・平成十四年二月後半生まれ）9日
（平成十三年七・十二月・平成十四年三月前半生まれ）16日
一歳六カ月児健康診査
（平成十二年十一月・十二月生まれ）11日

二歳児歯科検診・健康相談

（期：平成十二年五・六月生まれ）（期：平成十一年十一月・十二月生まれ）18日
育児教室
（平成十四年一・二・三月生まれ）4・12日

リハビリ教室 3・24日
出張健康相談及びいきいき健康教室（忍草）19日
健康教室（内野）26日

母子健康手帳交付及び

村民なんでも健康相談

1・8・15・22・29日

ひまわりサロン 8・22日

総合健診結果説明会（内野）30・31日 8月1日

師記 保健 保日



夏ばてを予防するために、食事は、3食しっかり食べましょう。

在宅介護支援センター情報

先月号では、痴呆の症状について簡単に紹介しました。今回は、実際に痴呆の方と接する時の注意とポイントについて紹介します。

痴呆になるとどんなふうになってしまうのか

1. 会話が通じなくなる

会話がとんちんかんになると聞いている方が、どうしてもイライラしてしまいます。

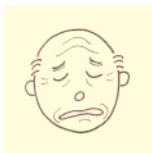
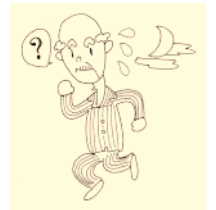


2. 身の回りのことが出来なくなる

排尿や排便、食事・入浴・歩行など生活に関わることを一人では出来なくなります。

3. 問題行動が起きる

誰かに財布を盗られたと言って騒ぐ（物盗られ妄想）、昼と夜が逆転したように夜間眠らない（昼夜逆転）、いつの間にか外に出て行ってしまう（徘徊）などの行動が現れることがあります。



痴呆の方との接し方

コミュニケーションの基本は3つあります。

1. あなたの味方ですよとアピール

！ 機嫌に合わせて接する。楽しそうな時は正面でも良いが、そうでない時は斜め方向から近づくほうが良いでしょう。

2. あなたを尊敬していますよと伝えて

！ 相手をバカにした言葉使いや態度は絶対にやめましょう。出来るだけ親しみある敬語で話しましょう。
" 尊敬する気持ちをもって接する事が大切です。

3. 介護者として熟練して下さい。

！ 役者を演ずる気持ちで対処しましょう。
" 日頃から介護の勉強を怠らない（初心を忘れないで続けましょう。）
笑顔とスキンシップが大切です。



一般的に痴呆が進むと何事にも鈍感になるとは思われていますが、それはとんでもない間違いです。自分の味方をしてきているか、尊敬してくれているかを瞬時に見抜く勘は逆に鋭いものがあります。子供扱いは厳禁です。お年寄りと自分の年齢差を意識して接しましょう。

高齢者の介護に関する相談は、下記までご連絡下さい。

忍野村介護支援センター（忍野村保健福祉センター内）

TEL 20 - 5211（直通）

おしの図書館だより

日本中が興奮と感動のつぼと化したW杯も終わり、梅雨明けが待ち遠しくなりました。
そろそろ夏休みの計画もお茶の間の話題に上がる頃でしょうか。海に山に楽しい計画の準備に、図書館の旅行ガイドをご利用ください・・・。

話題の本が入ります

セカンドチャンスを与える国アメリカ 矢部 武 著
最後の首相 前野 徹 著
ごはん食の基本レシピ 幕内秀夫 著
日本人なら知っておきたい日本語 井口樹生 著
秘密 重信メイ 著
少年たちの記憶 中国引揚げ漫画家の会 編
マディソン郡の橋終楽章 R・ウォーラー 著
¥ 9 9 9 F・ベグベデ著

一般書

児童書

はるちゃん、ね
あついあついひ
おはよう
ココ
ぼくらの心は国境を越えた
ふたりのアーサー
どろぼうの神様
私はだれ？
さいとうしのぶ 作・絵
しのづかゆみ 作
梶山俊夫 作
R・コーン 写真
和田 登 著
K・ホランド 著
C・フンケ 著
K・パターンソン 著

お知らせ

7月のおはなし会

- ・おはなしゆりかご
お母さんと一緒におはなしを聞く人（赤ちゃん～）
7月3日（水）午前10時30分～（コミュニティ2階和室）
- ・おはなし探検隊
幼稚園・保育所・小学校に行っているおともだち
7月6日（土）午後2時～（図書館王のスタート日）
8月11日（日）にききみずきんの図書館公演があります。
詳細については、図書館までお問い合わせください。

読んでみませんか！

「ひとが否定されないルール」 日木流奈 著

人の脳には、どんな可塑性が秘められているのか、その一つの証しが日木流奈君ではないだろうか。歩くことも、話すこともできない重度の脳障害をかかえる12才の少年の驚くべき感性と知性。文字盤を通して伝わる彼のメッセージは、「生きることの哲学」そのまま。彼が綴る、人間への愛・人生への勇気・家族の絆・・・。

聞いてみませんか！

新着CDがたくさん入ります。
館内の新着CDリストをご覧ください。

6月のベストセラー

読まれましたか？

(日販・総合6/21より)

1	ベラベラブック vol. 1
2	生きかた上手
3	辻希美・加護亜依写真集
4	常勝の法
5	声に出して読みたい日本語
6	十津川警部ロマンの死、銀山温泉
7	常識として知っておきたい日本語
8	本当の学力をつける本
9	ひとが否定されないルール
10	模倣犯

7

印は休館日

日	月	火	水	木	金	土
*	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	*	*	*

SERIES

景観 vol.2

今年5月上旬に村内各世帯及び各事業所へお配りしました『忍野村の風景づくり』（景観ガイドブック）ですが、皆様ご覧いただきましたでしょうか？

まだご覧になられてない方は、是非一度ご覧いただきたいと思います。

この景観ガイドブックは、昨年4月からスタートした忍野村まるごと庭園景観条例に基づき、忍野村のかけがえのない美しい自然と景観を村民全員で守り育て後世に継承していくため、村づくりの基本理念や基準等を盛り込んだものであります。

先月の広報（6月号）では、「景観シリーズ」として建築物等の設置や修繕などを行う場合の「行為の届出制度」や景観整備推進のための「支援補助金制度」の創設についてご案内をいたしました。今回より数回にわたりまして『忍野村の風景づくり』にある【忍野村まるごと庭園景観形成基準】（以降、「形成基準」と呼ぶことにします。）などについてご案内したいと思います。

今回、第1弾といたしまして、建築物の基準中「外壁等の位置」についてふれてみます。

形成基準では、外壁等の位置について次の2点を掲げています。

1. 落ち着いたゆとりある街並みとするため、敷地の許す範囲内において、原則として建築部の外壁又はこれに替わる柱の面は道路境界線から2m以上後退した位置にして下さい。
2. 物置や車庫などについてもできる限り沿道部に露出しないように配慮して下さい。

敷地境界線からの建築物の後退距離（いわゆるセットバック）は、次のとおりとなっています。

- ・風致地区内・・・当該建築物の外壁又はこれに替わる柱の面から敷地の境界線までの距離が道路に接する部分にあつては2m以上であること。その他の部分にあつては1m以上であること。（忍野村は忍草の一部地域が風致地区となっています。）

忍野村大規模建築物等設置指導要綱に基づく建築物で、高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000を超えるものについてのセットバックは、次のとおりとなっています。

- ・自然環境景観保全地域内・・・敷地境界線から5m以上後退した距離であること。

上記以外の地区又は地域では、土地の形状・面積、あるいは建築物の設計上の関係などから、後退距離については個々のケースにより様々であります。又、全てのケースを「形成基準」に則すようご協力いただくのは不可能であるかと思われず。

しかし「景観づくり」というものは、住民・事業者などの皆様一人ひとりのご理解とご協力があればこそ、実現に近づくことができるのです。できる限り道路等の境界線から2m以上後退した位置に配置していただくことで、交差点などの見通しの悪さの解消や近隣との良好な関係、しいては落ち着いたゆとりある街並みが造られるのです。

これから新築あるいは改築などご予定のある皆様方におかれましては、是非ともこの基準をご理解いただきまして、忍野村の美しい景観づくりにご協力いただきますようお願いいたします。